

北九州市医療的ケア児レスパイト事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために実施する北九州市医療的ケア児レスパイト事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について定める。

(定義)

第2条 この要綱において、医療的ケアとは、人工呼吸器管理、痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援をいう。

- 2 この要綱において、医療的ケア児とは、次の要件の全てに該当するものとする。
 - (1) 北九州市内に住所を有すること。
 - (2) 0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。
 - (3) 在宅で同居の障がい児等の保護者又は障がい児等の介護を行う者（以下「保護者等」という。）による介護を受けて生活していること。
 - (4) 医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書）による医療的ケアを必要としていること。
 - (5) 訪問看護（健康保険法(大正11年法律第70号)第88条第1項に規定する訪問看護）により医療的ケアを受けていること。
- 3 この要綱において、家族とは、医療的ケア児の保護者等で、現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っている北九州市長が認めた者をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、医療的ケア児の家族（以下「助成対象者」という。）とする。

(助成対象経費及び助成金額)

第4条 助成金の交付の対象経費及びこれに対する助成金額は、別表のとおりとする。

(利用の申請等)

- 第5条 助成金の交付を受けようとする助成対象者は、利用しようとする指定訪問看護ステーション（以下「利用訪問看護ステーション」という。）を経由して、北九州市長に医療的ケア児レスパイト事業利用申請書（別記第1号様式、以下「事業利用申請書」という。）を提出しなければならない。
- 2 北九州市長は、前項の規定による申請があったときは、助成事業の利用の可否を決定後、利用訪問看護ステーションを経由して助成対象者に対し、医療的ケア児レスパイト事業利用決定（却下）通知書（別記第2号様式、以下「通知書」という。）を交付するものとする。
 - 3 北九州市長は、医療的ケア児が、利用訪問看護ステーションから第4条の助成金の交付対象となる看護（以下「助成対象訪問看護」という。）を受けたときは、助成対象者が当該利用訪問看護ステーションに支払うべき助成対象訪問看護に要した費用について、別表で定める

助成金額を限度として、助成対象者に代わり、当該利用訪問看護ステーションに支払うものとする。

4 前項の規定による支払いがあったときは、助成対象者に対し助成金を交付したものとみなす。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第6条 利用訪問看護ステーションは、第4条の助成対象訪問看護を実施した月毎に、利用者台帳(別紙1及び別紙2)により管理を行うこととし、医療的ケア児レスパイト事業助成金交付申請書兼実績報告書(別記第3号様式)により助成金の交付を申請するとともに、関係書類を添えて、利用実績を北九州市長に報告するものとする。

2 助成金交付申請書兼実績報告書の提出期限は、北九州市長が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(決定の通知)

第7条 北九州市長は、前条による助成金の交付申請があったときは、交付する助成金の額を決定し、医療的ケア児レスパイト事業助成金交付決定通知書(別記第4号様式)により利用訪問看護ステーションに通知するものとする。

(助成金の交付)

第8条 前条により助成金の決定の通知を受けた利用訪問看護ステーションは、医療的ケア児レスパイト事業助成金交付請求書(別記第5号様式)により助成金の請求をするものとする。

2 北九州市長は前項の請求があったときは、請求のあった日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(利用の取消し)

第9条 第5条第2項の規定により医療的ケア児レスパイト事業の利用決定を受けた者(以下「利用者」という。)が、次の各号の一に該当するときは、当該事業の利用を取り消すことができる。

(1) 第2条第2項に規定する要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用の辞退の申し出があったとき。

(3) 偽りその他不正の手段により助成金を受けようとするとき。

2 前項の規定により利用の取消しを決定したときは、利用訪問看護ステーションを経由して利用者に対して医療的ケア児レスパイト事業利用取消通知書(別記様式6号様式)を通知するものとする。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は保健福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 9月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 8月 19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 10月 1日から施行する。

別表（第4条関係）

助成対象経費	助成金額
<p>指定訪問看護ステーションが医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>① 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている世帯並びに生計中心者の当該年度分（4月1日から6月30日までにあつては、前年度分）の市民税が非課税世帯である場合 助成額＝A×7,500円（1時間当たり単価）</p> <p>② 上記以外 助成額＝A×7,000円（1時間当たり単価）</p> <p>備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p> <p>A 指定訪問看護ステーションが、医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間から健康保険法の適用対象となる訪問看護の時間を控除した数（一年度の利用時間を通算して1時間未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする）。</p> <p>ただし、助成対象者1人につき、一年度当たり48時間を上限とする。</p>
<p>指定訪問看護ステーションが保育所、学校等を訪問して行う看護に係る費用</p>	<p>次の算式により算定した額とする。</p> <p>① 生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯並びに生計中心者の当該年度分（4月1日から6月30日までにあつては、前年度分）の市民税が非課税世帯である場合 助成額＝A×7,500円（1時間当たり単価）</p> <p>② 上記以外 助成額＝A×7,000円（1時間当たり単価）</p> <p>備考 この算式に掲げる記号の意義は、次に定めるとおりとする。</p>

A 指定訪問看護ステーションが、保育所、学校等に在籍する医療的ケア児を対象に、家族に代わって看護を行う時間（一年度の利用時間を通算して1時間未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

ただし、助成対象者1人につき、一年度当たり144時間を上限とする。

また、1人の看護師が複数の医療的ケア児の看護を行う場合、それぞれの看護に対応した時間を助成対象とし、同一時間帯での重複は認めないものとする。